

家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業に係る助成金交付要綱

(制定) 平成29年5月12日付29都環公総地第347号理事長決定

(目的)

第1条 この要綱は、家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業実施要綱（平成29年2月9日付28環地地第385号。以下「実施要綱」という。）第6-3の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する「家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業」（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、本事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、実施要綱で使用する用語の例による。

(助成対象者)

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業に係る参加協力店募集要項（平成29年2月23日付28環地地第412号。以下「募集要項」という。）に基づき都の登録を受けた地域家電店その他本事業に参加できるものとして都が認めたもの（以下「参加協力店」という。）であって、過去に税金の滞納がないもの、刑事上の処分を受けていないものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる個人又は団体は、助成対象者としなない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象事業)

第4条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、都民（18歳以上の者に限る。以下同じ。）が2個以上の白熱電球を持参した場合において、当該白熱電球を使用できない状態としたもの（以下「回収対象白熱電球」という。）を回収した後、当該都民に対してLED電球1個を無償で配布する事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 2個以上の白熱電球を持参した都民に対し、次に掲げる事項を実施すること。
 - ア 身分証明書の提示並びに当該都民の氏名及び住所が記載された受領証（第1号様式）（以下「受領証」という。）の提出を求め、本人確認を行うこと。
 - イ 2個以上の回収対象白熱電球を回収した後、当該回収対象白熱電球の規格、用途等に対応した登録LED電球（募集要項第4-2（2）の規定により登録を受けたLED電球をいう。以下同じ。）1個を配布すること。
 - ウ イにより登録LED電球を配布した後、当該都民から受領証を受理するとともに、登録LED電球1

個を配布した事実を証明する書類として次に掲げる事項を記載した書類を交付すること。

- (ア) 当該都民の氏名
- (イ) 当該都民に登録LED電球を配布した日付
- (ウ) 当該都民に配布した登録LED電球の型番

エ 都が作成したリーフレットを活用し、LED電球の使用に関する諸注意の説明及び家庭の省エネルギーに関する助言を実施すること。

二 都民に配布する登録LED電球は未使用品とし、配布に当たっては、当該登録LED電球のパッケージに都が指定するシールを貼付すること。

三 公社が別に指定する期間に行われる事業であること。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)(以下「助成対象経費」という。)は、実施要綱第5 2 (3)に定めるものであって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

(助成金の交付額)

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第5 2 (4)に定める金額とする。

2 実施要綱第5 2 (4)ただし書に規定する助成対象LED電球1個当たりの交付額の上限額は、助成対象LED電球の種別に応じて、次表のとおりとする。

	40W相当	60W相当
E26	1,500円	2,000円

(交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成対象事業を実施した後、公社が別に定める期間中に、次に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成金の交付に係る申請を行うものとする。なお、三及び四については、初めての申請時のみ提出すること。

- 一 家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業助成金交付申請書(第2号様式)
- 二 前号の助成金交付申請書の内容に対応する受領証の原本
- 三 口座振込依頼書(第3号様式)
- 四 その他公社が必要と認める書類

(申請期間)

第8条 公社は、前条の申請(以下「交付申請」という。)を先着順に受理するものとし、受理した交付申請に係る本助成金の交付額の合計が予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、交付申請の受理を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、公社は、予算超過日に複数の交付申請があった場合は、当該複数の交付申請について抽選を行い、受理した交付申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、公社は、公社の基金の残高から本事業の公平な運営を確保することができないと判断した場合にあっては、交付申請の受理を停止することができる。

(交付決定及び交付額の確定)

第9条 公社は、交付申請を受けたときは、当該交付申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行い、交付する場合にあっては交付すべき本助成金の交付額の確定を行う。

2 公社は、前項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（兼助成金確定通知書）（第4号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、交付申請をした助成対象者（以下「助成申請者」という。）に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により交付決定の通知をする助成申請者（以下「被交付者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件その他必要な条件を付すものとする。

一 公社の指定する者が助成対象事業の実施状況の現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力すること。

二 公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に当該資料、情報等を提供すること。

三 公社が第12条第1項又は第14条第1項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。

四 公社が第15条第1項又は第2項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第16条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第17条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。

五 助成対象経費について、本助成金以外に国、都又は公社から交付される補助金等を受給しないこと。

六 助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項の規定により交付決定の通知を受けた助成対象事業をいう。以下同じ。）の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、この要綱その他法令の規定を遵守すること。

2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項第1号から第4号までの規定中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。

(交付申請の撤回)

第11条 被交付者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、第9条第2項の規定により交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に、助成金交付申請撤回届出書（第6号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

(事情変更による交付決定の取消し)

第12条 公社は、交付決定をした後、天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 公社は、前項の規定による取消し又は変更を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成金の支払)

第13条 公社は、第9条第1項の規定により本助成金の交付額を確定したときは、速やかに当該確定に係る被交付者に対し本助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 公社は、被交付者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- 二 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 三 この要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。

2 公社は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに当該取消しに係る被交付者にその旨を通知するものとする。

3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返還)

第15条 公社は、被交付者に対し、第12条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 公社は、被交付者が、登録LED電球の販売価格を変更したにもかかわらず、募集要項第4-2(3)の配布対象LED電球登録変更届の提出をしなかったことにより、過大に本助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該本助成金に係る被交付者に対し、期限を定めて、当該過大に交付した額の返還を請求するものとする。

3 公社は、前項に規定する場合のほか、本助成金の支払後、当該本助成金の交付額が、第6条第1項に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る被交付者に対し、期限を定めて、当該超過した額の返還を請求するものとする。

4 被交付者は、第1項、第2項又は前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。

5 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第7号様式)を提出しなければならない。

6 前項の規定は、被交付者が次条第2項の規定による違約加算金の納付及び第17条第2項の規定による延滞金の納付をした場合について準用する。

7 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項から第5項(前項において準用する場合を含む。)までの規定中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(違約加算金)

第16条 公社は、第14条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定による本助成金の返還の請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じ、返還すべき額につき年

10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

第17条 公社は、被交付者に対し、第15条第1項、第2項又は第3項の規定により本助成金の返還を請求した場合において、被交付者が、公社が指定する期限までに当該請求した金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(他の助成金等の一部停止等)

第18条 公社は、被交付者に対し、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項の規定による請求をしたにもかかわらず、当該被交付者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

第19条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 被交付者は、前項の書類について、公社が交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から6年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第20条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、助成事業に関する報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立入り又は物件の調査を受けたときは、これに応じなければならないが、及び同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。
- 3 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(指導、助言等)

第21条 公社は、本事業の適切な執行のため、被交付者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(個人情報の取扱い)

第22条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成申請者の個人情報については、都に提供するほか、本事業の目的を達成するために必要な範囲において使用する。

- 2 公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成申請者が国、地方公共団体等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を、国、地方公共団体等と協議の上、当該国、地方公共団体等から収集することができる。
- 3 前2項及び法令に定められた場合を除くほか、公社は、助成申請者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (平成29年5月12日付29都環公総地第347号)

この要綱は、平成29年5月12日から施行する。